

環水大大発第 1302221 号
平成 25 年 2 月 22 日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県

大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査
（第 9 次モニタリング）の協力依頼について

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

環境省では当該調査を引き続き実施することとしています。第 9 次モニタリングの調査地点については、各自治体の意向を踏まえ仮決定し、3 月 14 日（木）に開催する第 10 回東日本大震災アスベスト対策合同会議（以下「第 10 回合同会議」という。）で決定することとしています。

つきましては、第 9 次モニタリングの実施にあたり下記 1 の方針等を踏まえ、下記 2 についてご協力をお願いいたします。

記

1 アスベスト大気濃度調査（第 9 次モニタリング）の方針等

(1) 測定地点の選定について

以下の 3 種類に分類します。

被災した住民等へのばく露防止と有する不安の解消の観点から選定する地点。なお、両者に優先順位はつけません。

ア. 仮設住宅、授業が行われている学校等の周辺

イ. 被災自治体において、環境省が毎年実施している地点

アスベストの飛散防止の観点から選定する地点。なお、優先順位はア>イ>ウ>エ>オの順とします。

ア. 倒壊、半壊又は一部破損している建築物等（アスベスト含有のビル、マンション及び船舶等）で、「解体・改修中の現場」

- イ. 倒壊、半壊又は一部破損している建築物等（アスベスト含有のビル、マンション及び船舶等）
- ウ. 破砕等を行っているがれき処理現場及びがれきの集積場
- エ. がれきの破砕等を行っている廃棄物中間処理施設及び最終処分場
- オ. その他（測定の必要があると自治体が判断した地点）

「解体・改修中の現場」では、リアルタイムモニターによる測定も行う予定です。
第 8 次モニタリング調査で石綿繊維数濃度が 1 [f/L] を超過した地点。但し、現在も作業を実施している地点とします。

(2) 測定地点数及び実施時期について

測定地点数

環境省では第 9 次モニタリングの地点数を下表のとおり想定しています。但し、表に示した地点数は目安であり、各自治体の意向を踏まえ仮決定し、第 10 回合同会議で決定することとしています。

対象自治体	(1)		(1)
	避難所、仮設住宅等	環境省が毎年実施している地点	
青森県	0	0	3
岩手県	5	4	19
宮城県	44	1	29
山形県	0	2	0
福島県	18	2	26
茨城県	0	0	1
栃木県	0	0	1
千葉県	1	0	2
合計	68	9	81

実施時期

平成 25 年 4 月から平成 25 年 6 月の期間（予定）に実施します。

(3) 分析方法について

アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（以下「マニュアル」という）で規定している位相差顕微鏡法で総繊維数濃度を計数します。

総繊維数濃度が 1 [f/L] を超過したときにはマニュアルに規定している位相差 / 偏光顕微鏡法による確認を行います。なお、最初から位相差 / 偏光顕微鏡法で実施してもよいものとします。

総繊維数濃度が 10 [f/L] を超過した場合には電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行います。

解体・改修中の現場では、別添 1 のとおりリアルタイムモニターによる測定も併せて実施する予定です。

(4) 高濃度が出た場合の対処方法

総繊維数濃度が 10 [f/L] を超過した場合は、第一報として所管自治体に情報提供します。なお、位相差 / 偏光顕微鏡法等の結果については追って情報提供します。

2 依頼事項

(1)測定地点の選定

「1(1)」に該当する地点(但し、 のイは除く)を、「1(2)」の地点数を目安に測定対象地点を選定し別添2の様式に記入の上、3月4日(月)までに、環境省担当官宛メールにてご連絡ください。

(2)政令市及び管下市町村との調整

測定地点の選定にあたっては、政令市及び管下市町村との調整の上、選定してください。

(3)高濃度が検出された場合における必要な対応

環境省からの情報提供後、測定地点の周辺の状況を考慮した上で、原因の究明、事業者への散水の実施等の必要な指導、住民への情報提供・防じんマスクの着用等の普及啓発その他貴自治体が必要と考える対応をお願いします。

(4)合同会議への出席

第9回合同会議では、「第8次モニタリング調査結果」及び「第9次モニタリングの測定対象地点」について審議することとしています。また、出席者からは、各自治体の建築物の解体の現状等についてご説明いただく予定です。つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、当該会議に担当者のご出席をお願いします。(1)の連絡に併せて出欠・出席者の氏名及び所属をご連絡ください。

東日本大震災の被災地における リアルタイムモニターの活用に係る暫定ガイドライン

1. はじめに

繊維状粒子自動測定器（リアルタイムモニター）は解体現場等に存在する総繊維数をリアルタイムに把握することができるという特徴を有しているため、環境省としては、建築物解体作業時等における施工業者の自主管理方法の一つとして活用することが考えられる。

しかしながら、リアルタイムモニターは顕微鏡法との相関性等の課題が残っている上に、リアルタイムモニターの是非については、専門家の中でも様々な見解があるが、今回の東日本大震災の被災地における活用方法に関しては暫定的に以下の通りとする。なお、必要に応じて東日本大震災におけるアスベスト調査委員会において適宜見直していくこととする。

2. 目的

建築物の解体・改修の現場に設置し、施工の期間リアルタイムに総繊維数濃度の推移を把握することで、アスベストをはじめとする粉じんの漏洩の有無を確認することを目的とする。

3. 測定対象

震災によって倒壊・半壊・一部損壊した建築物等の解体現場でセキュリティゾーン又は集じん・排気装置を設けている現場。

なお、がれき集積場については、これまでに公表したアスベスト大気濃度調査において、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わらないものの、アスベスト以外の一般粉じんが相当程度飛散している場所もあることが確認された。このようなアスベストよりも一般粉じんの飛散が懸念されるがれき集積場等においてはアスベストの同定が出来ないリアルタイムモニターを使用した測定は困難である。

4. 測定方法

- (1) 測定の前に、それぞれの機種が規定している方法で校正する。
- (2) 一般環境（バックグラウンド）を 30 分間計測した後、セキュリティゾーン及び集じん・排気装置の外側付近で作業前 60 分間、作業開始後 240 分間測定する。

5. 数値の取り扱い及び高濃度の総繊維数濃度が検出された場合の対応

一般環境の数値と比較して大幅に上昇することがある場合等は警報ランプ又はその他の方法で作業主任者等に知らせるようにする。

6．高濃度の総繊維数濃度が検出された場合の対応

高濃度の総繊維数濃度が検出された場合は当該総繊維数濃度がアスベストかどうかの判定のために、リアルタイムモニターに取り付けているバックアップフィルターを電子顕微鏡法等のアスベストを同定できる方法で分析を行う。

7．記録の作成・保存

リアルタイムモニターの総繊維数濃度の連続測定記録及び実施した対策の内容を保存する。

8．現地記録用紙

建築物の解体現場の状況を記録するため、現地記録用紙（別紙）に基づき、必要な情報を記録する。

9．その他

特に指定していない事項はアスベストモニタリングマニュアル第4.0版に従う。

